

周南市総合支所設置条例の一部を改正する条例制定について

周南市総合支所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年10月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市総合支所設置条例の一部を改正する条例

周南市総合支所設置条例（平成15年周南市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

周南市鹿野総合支所	周南市大字鹿野上3277番地
-----------	----------------

」

を

「

周南市鹿野総合支所	周南市大字鹿野上3189番地の1
-----------	------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月23日から施行する。

(参 考)

周南市総合支所設置条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
支所の名称	支所の位置	支所の所管区域	支所の名称	支所の位置	支所の所管区域
（略）			（略）		
周南市鹿野総合支所	周南市大字鹿野上 <u>3277番地</u>	周南市のうち、平成15年4月20日における鹿野町の区域	周南市鹿野総合支所	周南市大字鹿野上 <u>3189番地の1</u>	周南市のうち、平成15年4月20日における鹿野町の区域